

第十條

常任執行委員は會長と事務を輔佐し各々分限事項の執行及び之の監督を司すものとす

第十一條

各専門部会は各公議に當り専門部員を組織し、各公議に於ては所管専門部員の大塚常任執行委員専門部員の上記事項の執行を其任務とす

第十二條

常任執行委員は其の職務期間中其職務を司すものとす

第十三條

二回定期に二回を司すものとす  
但し本人の病氣其他の都合に於て執行に當り得ず其の職務を司す旨を執行委員に報告し且其職務は毎月末日迄支拂日と原力臨時に於て是を司すものとす

第四章 附 則

第十四條

執行委員会は常任執行委員会の決定を経て會長之を召集す

第十五條

本則は常任執行委員会の決定に基き増補修改を司すものとす

地方事務局規定

第一條

事務局は、日本労働組合総連合会大塚聯合會規約第九條に基き組織す

第二條

事務局は、大塚聯合會本部執行委員会の組織の下に事務を執行す

第三條

事務局には次の役員を置く

局長 一名

書記長 一名

執行委員 若干名

地方委員 若干名

局長は事務局を代表し書記長は局長を輔佐し事務を處理するものとして本部常任執行委員に執行委員中より執行委員を選出するものとす

執行委員は事務局の執行部にして本部執行委員中より当該地方執行委員を選出